

大洲育成園職員の分限、懲戒審査会規程

〔設置〕

第1条 一般職に属する職員（以下「職員」という。）の分限及び懲戒に関する事項を審議するため、大洲育成園職員の分限、懲戒審査会（以下「審査会」という。）を置く。

〔所掌事項〕

第2条 審査会は次の事項を審査する。

- (1) 職員の分限及び懲戒の基準に関する事
- (2) 職員の分限及び懲戒の処分に関する事

〔組織〕

第3条 審査会は、会長及び委員若干人をもつて組織する。

- 2 会長は、施設長をもつて充て、委員は理事長が任命する。
- 3 任期は2年とする。

〔会長〕

第4条 会長は、会務を掌理し、会議の議長となる。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

〔会議〕

第5条 審査会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 開催については、職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程に定める分限及び懲戒上申書が、施設長より理事長に提出されて、即時審査しなければならない時、開催するものとする。又は急を要しない場合にあつては、9月と3月の2回開催するものとする。
- 3 審査会の議事は、委員の合議により決するものとする。
- 4 会長及び委員は、自己又は3親等以内の親族及び配偶者に関する事件の会議に参加することができない。

〔書類の請求等〕

第6条 審査会は、職員の分限及び懲戒等に関する取扱規程に定める分限及び懲戒上申書の提出を求めることができる。

〔結果報告〕

第7条 会長は、審査に付せられた事項について、その審議の経過及び結果を理事長に報告しなければならない。

〔関係者の出頭〕

第8条 審査会は、必要と認めるときは、関係者に出頭を求め、その陳述を聴くことができる。

〔庶務〕

第9条 審査会の庶務は、法人事務局担当において処理する。

〔その他〕

第10条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この規程は、平成19年12月11日から施行する。

附則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。